

<p>改正後</p>	<p>第二条 「略」                  (役員の欠格事由のうち内閣府令で定めるもの)                  第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>第二条 「同上」                  「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。